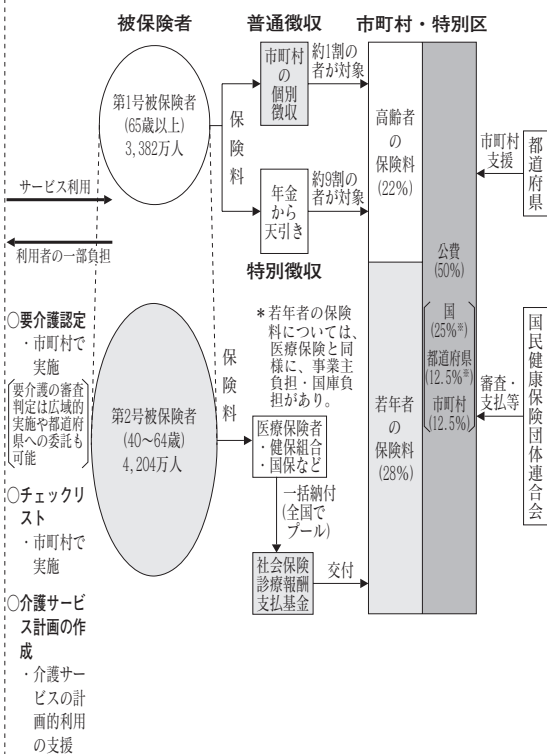
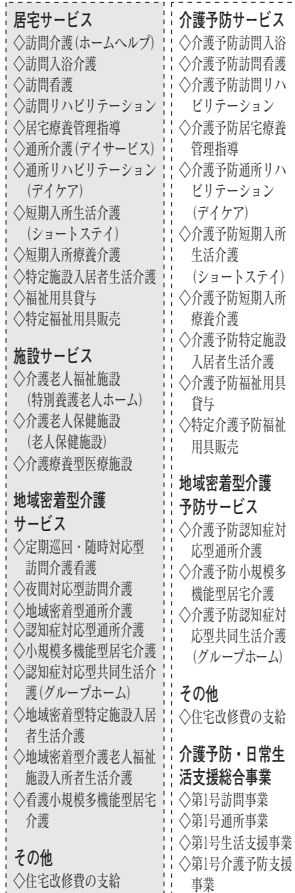


Ⅲ-1 介護保険制度の体系図

サービス提供機関



※国の負担分のうち5%は調整交付金であり、75歳以上の方の数や高齢者の方の所得の分布状況に応じて増減

※施設等給付費(都道府県指定の介護保険3施設及び特定施設に係る給付費)は、国20%、都道府県17.5%

※第1号被保険者の数は、「平成27年度介護保険事業状況報告年報」によるものであり、平成27年度末現在のものである。

※第2号被保険者の数は、社会保険診療報酬支払基金が介護給付費納付金額を確定するための医療保険者からの報告によるものであり、27年度内の月平均値である。

出典 厚生労働省『平成29年版 厚生労働白書』資料編p.230